

# 業 務 概 要

令和 4 年度版（令和 3 年度実績）

島根県立心と体の相談センター



# 目 次

I センターの概要	1
1. 目的	
2. 沿革	
3. 所在地	
4. 組織・職員配置及び所管業務	
5. 令和4年度運営方針	
II 令和3年度事業実績	
◇身体障害者更生相談所編	
1. 相談・判定業務の実績	4
(1) 来所・定期相談	
(2) 補装具・更生医療の判定	
(3) 補装具判定事務処理及び自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ	
2. 身体障害者手帳の交付状況	6
(1) 身体障害者手帳交付件数の年度別推移	
(2) 令和3年度の身体障害者手帳処理状況	
(3) 令和3年度の市町村別発行件数	
(4) 令和3年度末の所持者数	
(5) 法第15条の規定による医師の指定について	
(6) 手帳申請から発行までの流れ	
3. 市町村障がい者福祉業務担当職員研修会	8
◇知的障害者更生相談所編	
1. 相談と判定	9
(1) 相談	
(2) 判定	
2. 判定書交付	
3. 会議、研修会	
4. 療育手帳判定・手帳交付事務の流れ	
◇精神保健福祉センター編	
1. 技術指導・技術援助	12
(1) 事業実績	
(2) 精神保健福祉業務担当課長係長等会議	
(3) 講師の派遣	
2. 普及啓発	13
(1) 講演会	
(2) DVDの貸し出し	
3. 精神保健福祉相談	14
(1) 来所相談	
(2) 電話相談	
4. 依存症対策関連事業	16
(1) アルコール依存症	
(2) ギャンブル等依存症	
5. 調査・研究事業	18
6. 自死対策推進センター事業	20
7. 自死遺族支援	21
8. 精神医療審査会	23
(1) 精神医療審査会の審査事項	
(2) 事務処理の流れ	
(3) 精神医療審査会の審査状況	
9. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定	26
(1) 令和3年度精神障害者保健福祉手帳等判定審査会	
(2) 令和3年度月別承認状況	
(3) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）事務の流れ	



◇島根県ひきこもり支援センター編	28
(1) 電話相談・来所訪問相談	
(2) 小集団グループ活動	
(3) ひきこもり家族教室	
(4) 家族会支援	
(5) 市町村等への技術支援・研修の実施	
(6) 支援会議等	
(7) 広報啓発	

### III 資料

1. 島根県立心と体の相談センター条例	31
2. 市町村の障がい者福祉担当窓口	32
3. 各手帳及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付状況	33
(1) 身体障害者手帳	
① 市町村別：等級別：年齢別身体障害者手帳所持者数	
②-1 市町村別：障がい別：年齢別身体障害者手帳所持者数	
②-2 市町村別：障がい別：男女別身体障害者手帳所持者数	
③ 障がい別・等級別・年齢別身体障害者手帳所持者数	
④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移	
(2) 自立支援医療費（精神通院医療）精神障害者保健福祉手帳	
① 市町村別自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳所持者数	
② 精神障害者保健福祉手帳月別承認状況	
③ 市町村別・年齢階層別自立支援医療（精神通院医療）受給者数	
④ 市町村別・年齢区分別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数	
(3) 療育手帳	
① 市町村別・年齢区分及び障害程度別療育手帳所持者数	
② 相談・判定状況（過去5年間）	
4. 身体障害者補装具・更生医療の判定	44
(1) 補装具判定（肢体障害）業務委託医療機関	
(2) 令和3年度障害別補装具・更生医療の判定状況	
(3) 令和3年度市町村別判定状況	

# I センターの概要



# I センターの概要

## 1. 目 的

心と体の相談センターは、障がい者の相談支援機関として従来は障がい別に設置されていた、身体障害者福祉法に基づく「身体障害者更生相談所」、精神保健福祉法に基づく「精神保健福祉センター」及び知的障害者福祉法に基づく「知的障害者更生相談所」（各児童相談所に併設）の三機関を統合した県の行政機関です。

障がいの種別にかかわらず、自立支援のための福祉サービスの一元化とその進展をめざし、障がいのある方及び精神保健に関する相談・支援、市町村等への技術援助等を総合的にを行うことを目的として、平成17年4月に設置されました。

## 2. 沿 革

（身体障害者更生相談所）

- 昭和26年9月 松江市朝日町に島根県身体障害者更生相談所設置（県立朝日更生園に併置）
- 昭和38年8月 県立身体障害者総合指導所（朝日更生園が改称）とともに松江市大輪町に移転
- 昭和63年10月 県立身体障害者授産センター（身体障害者総合指導所が改組）とともに松江市打出町に移転

（知的障害者更生相談所）

- 昭和35年7月1日 松江市朝日町に島根県精神薄弱者更生相談所設置（島根県身体障害者更生相談所に併置）
- 昭和52年4月1日 松江精神薄弱者更生相談所（中央児童相談所に付置）  
浜田精神薄弱者更生相談所（浜田児童相談所に付置）設置
- 昭和63年4月1日 出雲精神薄弱者更生相談所（出雲児童相談所に付置）  
益田精神薄弱者更生相談所（益田児童相談所に付置）設置
- 平成11年4月1日 知的障害者更生相談所に名称変更  
\*平成10年9月 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律（平成10年 法律第110号）に基づき名称変更

（精神保健福祉センター）

- 昭和53年10月1日 松江市大輪町（松江衛生合同庁舎内）に島根県立精神衛生センター設置
- 昭和63年7月19日 島根県立精神保健センターと名称変更
- 平成7年7月11日 島根県立精神保健福祉センターと名称変更

（心と体の相談センター）

- 平成17年4月1日 上記の三機関を統合し、島根県立心と体の相談センター設置（松江市東津田町 いきいきプラザ島根内）

## 3. 所 在 地

〒690-0011 島根県松江市東津田町1741番地3

いきいきプラザ島根（2階）

代表TEL：0852-32-5905・5908

専門相談TEL：0852-21-2045

心のダイヤル：0852-21-2885

F A X：0852-32-5924

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/kokoro/>



松江市営バス「南循環線外回り」、「県合同庁舎行き」  
で「県合同庁舎前」停留所下車



## 4. 組織・職員配置及び所管業務

(令和4年4月1日現在)

### (1) 組織及び所管業務

**所長** 技術(医師) 1

**副所長** 事務 1

所長の補佐及び代理  
人事・サービス  
危機管理  
地域支援課長事務取扱  
精神保健福祉協会事務

**地域支援課** 事務 4、技術 1、会計年度任用職員 4

予算・会計・庶務事務  
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付  
自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付  
自立支援医療(更生医療)・補装具の給付判定  
身体障害者福祉法に基づく医師の指定

**相談判定課** 技術 6、事務 1、会計年度任用職員 1

心の相談及び障がい者の保健・医療・福祉に係る専門相談  
精神医療審査会の運営  
精神保健福祉に関する市町村・保健所等への技術支援  
精神障がい者関連組織の育成支援及び団体支援  
障がいの程度及び心理的・職能的判定  
療育手帳の判定・交付  
知的障がい者の巡回相談、判定  
精神保健福祉に係る各種研修、普及啓発、調査研究  
ひきこもり支援センター業務(個別相談、少人数グループ活動、ひきこもり家族教室等)  
自死対策推進センター事業、自死遺族支援  
診療所事務

### (2) 職員等の配置状況

(職員)	所長(精神科医)	1
20名	副所長(事務職)	1
	保健師	1
	看護師	1
	心理判定員	4
	精神保健福祉士	1
	事務職	5
	会計年度任用職員	5
(嘱託医)	発達障害等相談等	1(精神科医)
18名	精神医療審査会支援等	1(精神科医)
	身体障がい者に関する医学的判定	6
	精神障がい者に関する医学的判定	6(内1名は発達障害等相談等と兼務)
	知的障がい者に関する医学的判定	4(児相と兼務)
(兼務職員)	※療育手帳の判定業務(18才以上新規)	
15名	中央児童相談所隠岐相談室	1
	出雲児童相談所判定保護課	6
	浜田児童相談所判定保護課	5
	益田児童相談所判定保護課	3

## 5. 令和4年度運営方針

### 1 運営方針

三障がいに関する相談支援機関を統合して設置されていることを踏まえ、対象の方々の自立支援のために総合的かつ専門的な相談支援を行う。

また、自死・ひきこもり・依存症など心の健康に関わる多様な課題に対応し、県民の心の健康に関する中核的機関としての役割を果たす。

### 2 対応方針

- (1) 管理職が職員一人一人の健康状態を含め、現状を把握しながら、風通しがよく、相談しやすい環境を整え、働きやすい職場環境づくりに努める。
- (2) 専門相談機関として、市町村や関係機関に対し、適切な技術支援を行う。
- (3) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、補装具及び自立支援医療（更生・精神通院）に関する事務について、関係機関と連携を図りながら円滑で公平・公正な処理を行う。

### 3 重点推進事項

- (1) 係や課を超え、所全体が一丸となって円滑な業務遂行に取り組むため、管理職は、状況把握に努め、適宜、業務改善や業務分担の見直しを図る
- (2) 職位、職種を超え、職員一人一人の意見を尊重し、意見表明や相談しやすい環境を整え、活力ある職場づくりを行う。また、職員が個々に抱える障がいや育児、介護等の状況を理解し、積極的に支援する。
- (3) 36協定に基づき、時間外勤務も含めた勤務時間短縮に取り組むとともに、職員の仕事と生活の調和が図られ、心身ともに健康でいきいきと働きやすい職場環境を実現するために、年次有給休暇や夏季休暇の取得、厚生計画への参加や時差勤務を促進する。
- (4) 精神医療審査会を所管し、精神保健福祉法に定める定期の報告等の審査、退院等の請求の適切に審査するとともに審査会の円滑な運営を行う。
- (5) 心の健康に関する相談にあたっては新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、相手方の尊厳、自己決定や自立支援の観点に最大限配慮しながら、相手の立場に立って、正確な知識に基づき、懇切丁寧、かつ公平に対応する。
- (6) ひきこもり支援センター事業については、ひきこもり支援センターの地域拠点の円滑な運営の推進に向け、本庁や関係機関と連携強化を図り取り組んでいく。
- (7) 依存症対策や自死対策推進センターについては、関係機関と連携を図りながら、支援者に対する技術援助、指導に取り組んでいく。
- (8) 個人情報の厳正な管理を徹底する。



## Ⅱ 令和3年度事業実績

「身体障害者更生相談所編」



## Ⅱ 令和3年度事業実績

### ◇ 身体障害者更生相談所編

#### 1. 相談・判定業務の実績

##### (1) 来所・定期相談（補装具の判定及び来所相談、電話相談を含む）

- ・心と体の相談センター 毎月第4月曜日の午後
- ・松江医療センター 2ヶ月に1回（偶数月）第3木曜日の午後
- ・西部島根医療福祉センター 2ヶ月に1回（偶数月）第3月曜日の午後

（令和3年度の相談実績）

相談区分	補装具	手帳	医療・その他	合計
相談件数	128	34	0	162

補装具の相談件数は判定関連のもののみであった。

##### (2) 補装具・更生医療の判定

補装具判定については、定期相談会場（3会場）と業務委託をする19医療機関で給付及び適合判定を行った。

判定区分	医学的判定				
	補装具			更生医療	
判定件数	給付判定	適合判定	不適	支給判定	不適
	514	230	0	470	0

補装具委託病院

- Ⅲ 資料の4の身体障害者補装具判定業務委託医療機関のとおり  
(44 ページ)

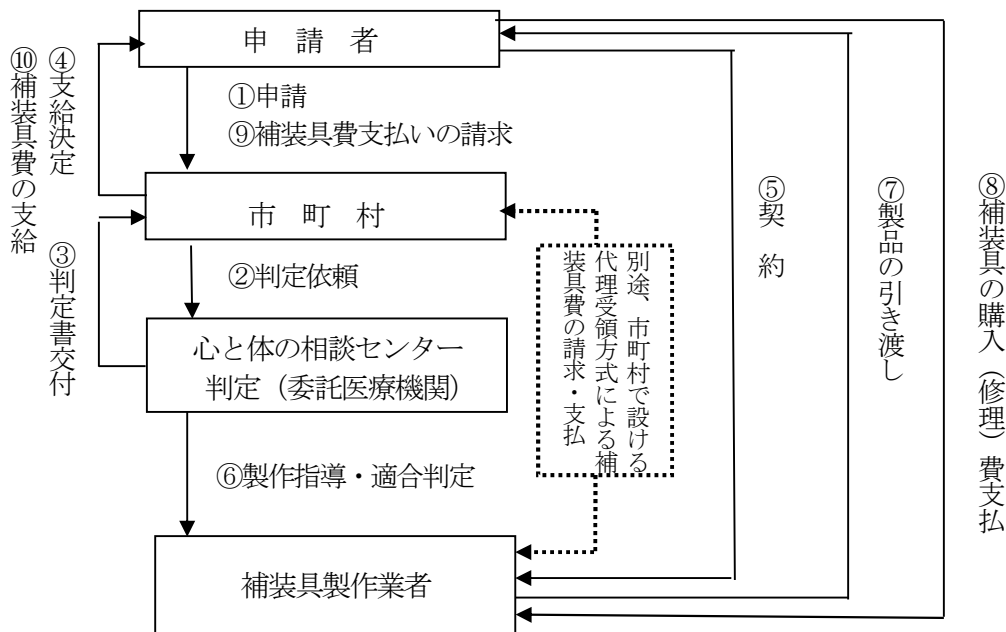
障害別の判定状況

- Ⅲ 資料の4の障害別補装具・更生医療の判定状況のとおり  
(45 ページ)

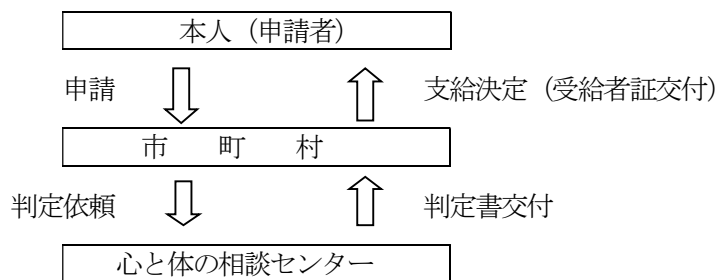
### (3)補装具判定事務処理及び自立支援医療(更生医療)判定事務の流れ

補装具判定及び自立支援医療(更生医療)判定に係る事務処理の流れは次のとおりである。

#### ◆ 補装具判定事務処理の流れ



#### ◆ 自立支援医療(更生医療)判定事務の流れ



\*書類判定(嘱託医により実施)

#### ○書類判定の内容

##### ◇補装具

区 分	判 定 回 数
・補聴器	月に2回
・重度障害者用意思伝達装置	月に1回

##### ◇自立支援医療(更生医療)

区 分	判 定 回 数
・腎臓機能障害、免疫機能障害	月に3～4回
・心臓機能障害	月に3～4回
・肝臓機能障害	月に1回
・肢体不自由	月に1回
・音声・言語・そしゃく機能障害・聴覚障害	月に2回
・視覚障害	月に1回

## 2. 身体障害者手帳の交付状況

### (1) 身体障害者手帳交付件数の年度別推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
総件数	2,891	2,145	2,178	2,141	2,030
月平均	241	179	182	178	169

県本庁からの事務移管により、平成 5 年度から身体障害者手帳の交付事務を行っている。  
身体障害者手帳所持者数・障がい別推移については、別添資料のとおり。(33～37 ページ)

### (2) 令和 3 年度の身体障害者手帳処理状況

令和 3 年度は、新規手帳の交付数が 1,176 件、死亡等による返還数が 1,772 件、県内等転入が 71 件、県外等転出が 91 件あった。

なお、令和 3 年度に発行した手帳の内訳は以下のとおりであるが、この他に 11 件を「非該当」として決定した。非該当となった理由は、肢体不自由の 7 級の障がい者が 1 つのみのもの、障がい程度に該当しないもの及び再認定により障がい程度に該当しなくなったものなどであった。(再認定の結果、障がい程度に該当しないものとしての「非該当決定」2 件を含む。)

月	発行日	新規	障害変更	破損ほか	再認定	合計
4 月	4/15	57	24	8	11	100
	4/30	46	23	11	8	88
5 月	5/14	40	7	5	7	59
	5/31	37	17	6	9	69
6 月	6/15	48	15	9	18	90
	6/30	55	21	3	15	94
7 月	7/15	42	20	4	18	84
	7/30	54	14	9	17	94
8 月	8/13	42	16	2	15	75
	8/31	67	20	8	12	107
9 月	9/15	52	14	5	12	83
	9/30	46	19	7	16	88
10 月	10/15	65	16	6	18	105
	10/29	53	8	5	5	71
11 月	11/15	51	19	7	23	100
	11/30	52	16	7	13	88
12 月	12/15	53	17	7	15	92
	12/28	45	20	5	14	84
1 月	1/14	42	16	6	11	75
	1/31	62	14	6	8	90
2 月	2/15	48	11	5	9	73
	2/28	28	19	6	6	59
3 月	3/15	48	15	6	12	81
	3/31	43	16	8	14	81
合 計		1,176	397	151	306	2,030



### (3) 令和3年度の市町村別発行件数

令和3年度に発行した市町村別・事由別・障がい別内訳は以下のとおりである。

それによると、7市合計の手帳発行数は全体の約83%を占めている。

また、障がい別では視覚障害が6%、聴覚障害が12%、肢体不自由が24%、内部障害が58%となっている。

市町村名	発行件数	事由別				障害別			
		新規	障変	破損等	再認定	視覚	聴覚	肢体	内部
浜田市	253	138	51	26	38	9	46	67	131
出雲市	637	374	121	41	101	46	62	160	369
益田市	213	135	26	17	35	9	39	59	106
大田市	169	98	45	7	19	8	20	46	95
安来市	136	80	28	12	16	13	18	26	79
江津市	116	64	22	12	18	6	18	21	71
雲南市	167	80	50	13	24	8	13	30	116
奥出雲町	61	44	10	2	5	8	5	16	32
飯南町	31	18	3	1	9	2	5	6	18
川本町	20	13	5	1	1	2	5	3	10
美郷町	14	9	4	0	1	2	1	3	8
邑南町	40	26	4	4	6	2	4	11	23
津和野町	46	24	6	5	11	0	3	10	33
吉賀町	34	20	6	3	5	1	2	8	23
海士町	9	6	2	0	1	1	1	1	6
西ノ島町	19	12	2	0	5	1	0	7	11
知夫村	4	1	1	1	1	0	1	1	2
隠岐の島町	61	34	11	6	10	4	7	10	40
合計	2,030	1,176	397	151	306	122	250	485	1,173

### (4) 令和3年度末の所持者数

詳細は別添資料のとおり。(33～37 ページ)

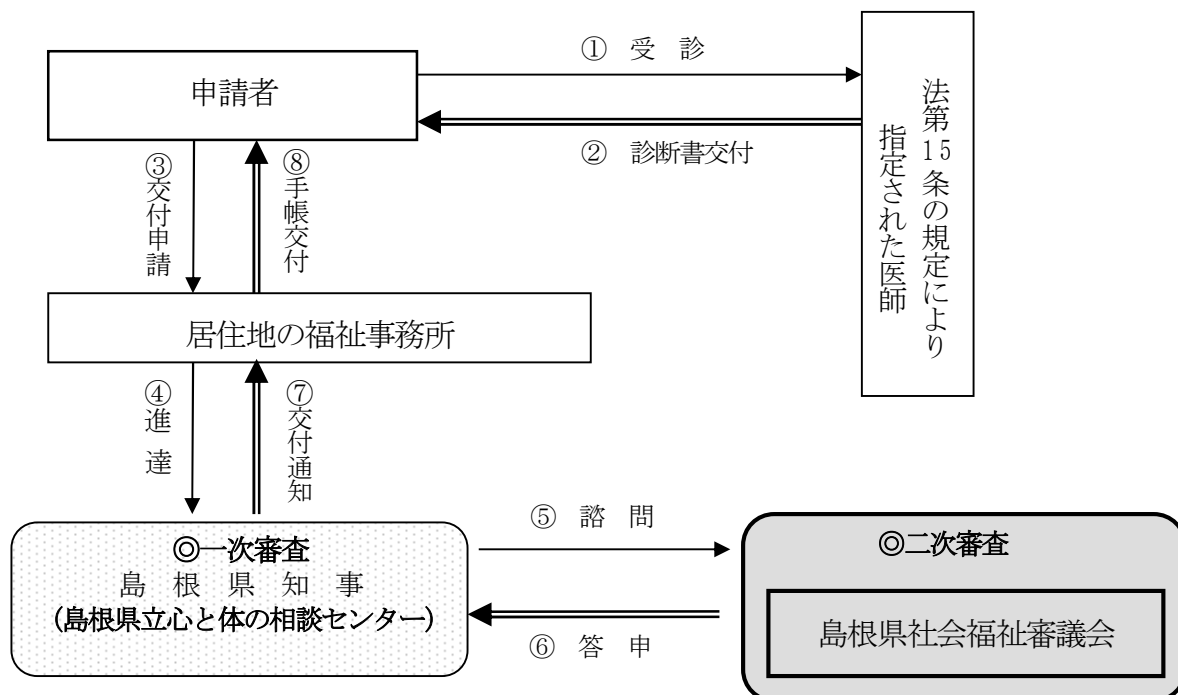
- ① 市町村別：等級別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ② -1 市町村別：障がい別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ②-2 市町村別：障がい別：男女別 身体障害者手帳所持者数
- ③ 障がい別：等級別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移（H13年度～R3年度）

### (5) 法第15条の規定による医師の指定について

令和3年度においては、法第15条の規定による新規指定が30名であった。

3月31日現在の指定医師の総数は、辞退届等の提出もあり、717名となった。

## (6)手帳申請から発行までの流れ



一次審査…身体障害者福祉法及び身体障害者認定基準等に基づき、心と体の相談センターにおいて行う審査をいう。

専門的知識及び技術を必要とする申請については、「身体障害者手帳障害等級認定業務」について委託している専門的医療機関に審査を依頼している。

二次審査…非該当相当の案件については、島根県社会福祉審議会（身体障害者福祉専門分科会審査部会）に諮問し答申を受けて決定している。

なお、2つ以上が重複する障害等級の認定にあたって、認定基準によるものと著しく均衡を欠くと認められるものについても意見を聞くこととしている。

法第15条の規定による医師の指定に関しても諮問を行っている。

## 3. 市町村障がい者福祉業務担当職員研修会

例年、市町村職員を対象に、身体障害者手帳関係及び補装具・更生医療関係業務等に関する制度説明、事務手続き等について理解を深め、適切に事務処理を行っていただくことを目的として、東部と西部に会場を分けて研修会を開催していたが、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、資料配付とした。



「知的障害者更生相談所編」



## ◇知的障害者更生相談所編

### 1. 相談と判定

#### (1) 相談

##### ① 来所相談

電話・来所により知的障がい者から療育手帳、各種援護制度の利用方法、生活・進路・就労等の相談を受け、知的障がい者の福祉の向上を図っている。令和3年度の受付は382件であり、そのうち療育手帳判定に関する相談が259件、その他相談（成年後見人制度利用、障害年金申請に係る情報提供）が123件であった。療育手帳に関するものが全体の約7割弱を占めており、各種申請に係る情報提供の依頼とあわせ、主な相談となっている。（別表参照）

##### ② 巡回相談

当センターは県内全域を所管しているため、松江圏域を除く障害保健福祉圏域へは定期的に各地区を巡回し、相談を受けている。その他、ケースの状況により障がい者支援施設、病院、家庭等への訪問を実施している。それらもあわせ、令和3年度は252件の相談を受けており、そのほとんどが療育手帳判定に関する相談である。（別表参照）

#### (2) 判定

##### ① 医学的判定

療育手帳判定等の際、必要に応じて精神医学的立場から臨床診断を行っている。

##### ② 心理学的判定

知能検査、面接等により、知的能力、生活適応能力、生活介護度、行動指導度、治療看護度等を把握し、知的障がいの程度を総合的に判定している。

##### ③ 職能的判定

職業適性、職能を検査により判定している。

令和3年度は617件の判定を行い、そのうち医学的判定が8件、心理学的判定が609件であった。

### 2. 判定書交付

本人の生活援助方針や進路決定等に役立てるため、本人・家族・市町村からの依頼に応じ、判定書を交付している。療育手帳の交付が467件と最も多く、成年後見人制度利用や障害年金申請に係る情報提供の判定書交付が134件である。

また、障害者総合支援法に基づいて市町村が行う支給要否決定等に関して、当センターは必要な援助を行うこととなっている。

令和3年度判定書交付種別件数（別表の再掲）

項目	件数	備考
障害支援区分に関する判定	0件	
療育手帳に関する判定	467件	
その他	134件	（成年後見制度申し立て、年金診断に関するもの）
計	601件	

平成27年度に療育手帳再判定期日の見直しを行い、平成28年4月1日から18歳以上については次期判定までの期間を10年後、または再判定不要とした。

### 3. 会議、研修会

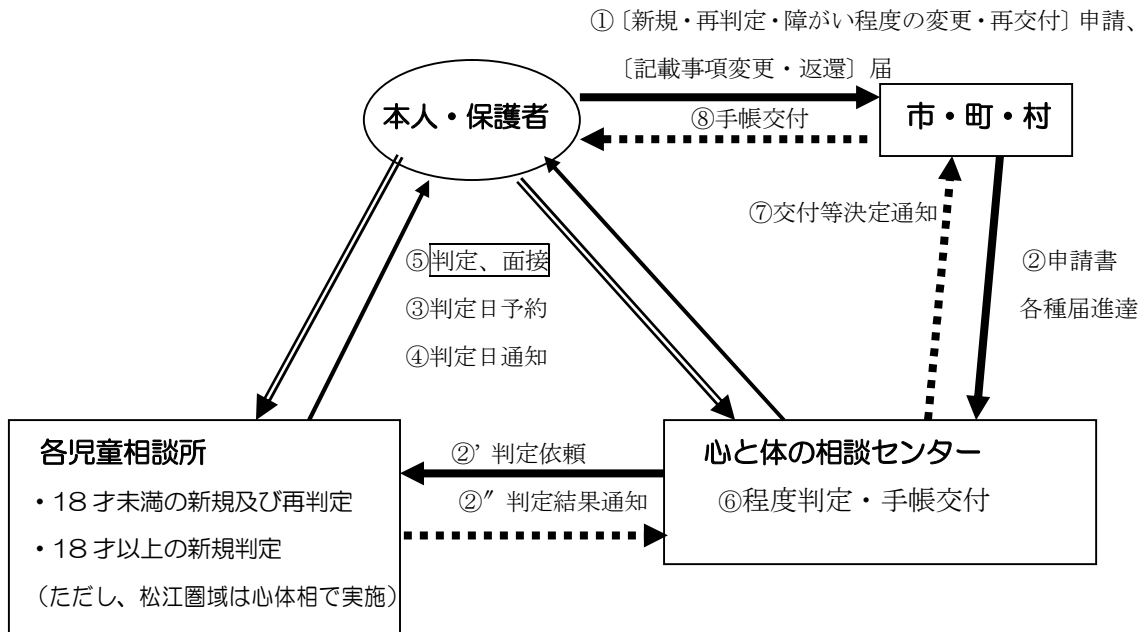
○市町村障がい者福祉業務担当職員研修会

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、開催を中止した。

別表 令和3年度相談・判定実績（出典：厚生労働省福祉行政報告例）

取扱 実 人数	相談内容										判定内容					判定書交付件数			
	施設	職 親 委 託	職 業	医 療 保 健	生 活	教 育	療 育 手 帳	そ の 他	計	医 学 的 判 定	心 理 学 的 判 定	職 能 的 判 定	そ の 他 の 判 定	計	障 害 支 援 区 分	療 育 手 帳	そ の 他 計	計	
来 所	355	0	0	0	0	0	0	259	123	382	7	357	0	0	364	0	229	120	349
巡 回	252	0	0	0	0	0	0	239	13	252	1	252	0	0	253	0	238	14	252
計	607	0	0	0	0	0	0	498	136	634	8	609	0	0	617	0	467	134	601

#### 4. 療育手帳判定・手帳交付事務の流れ







# 「精神保健福祉センター編」



## ◇ 精神保健福祉センター編

### 1. 技術指導・技術援助

精神保健福祉活動の推進を図るために、保健所や関係機関からの要請を受け、当センター職員が専門的立場から研修会の講師を務めている。また、会議等への参加も行っている。

#### (1) 事業実績

	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	心の健康づくり	ひきこもり	自死関連	犯罪被害	災害	その他	計
保健所				1	1	2				2	6
市町村						3				1	4
医療施設											
障害者支援施設										1	1
社会福祉施設				1							1
その他	2		1	9		5	3			4	24
計	2		1	11	1	10	3			8	36

#### (2) 精神保健福祉業務担当課長係長等会議

当センターと保健所、県障がい福祉課（主催）との会議に参加し、精神保健福祉業務に関する意見・情報交換を行い連携を深めた。

年 月 日	内 容
令和3年5月12日 ※Web開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度事業計画及び予算概要</li> <li>主な事業(自死対策/ひきこもり対策/地域包括ケアシステムの構築事業/ピアサポーター養成/依存症対策)</li> <li>情報提供</li> <li>情報交換</li> </ul>

#### (3) 講師の派遣

関係機関からの依頼により、関係機関の職員研修会や講演会に講師の派遣を行った。

月 日	派遣内容
令和3年4月17日	電話相談ボランティア養成講座
5月11日	SAT-G研修会（ギャンブル）
7月19日	新任保健師等研修会
7月26日	ぷらりねっとひきこもり研修会
7月27日	養護教員研修
8月20日	ギャンブル障害の精神保健福祉相談・支援の実践研修
8月27日	薬物依存離脱指導プログラム（松江刑務所）
9月7日	ギャンブル障害の精神保健福祉相談・支援の実践研修
10月12日	医師臨床研修
10月14日	精神障がい者支援従事者研修会
11月12日	生活困窮者自立支援制度連絡会議
12月1日	島根県民生児童委員協議会女性民生委員児童委員市町村代表者会議
12月2日	医師臨床研修
令和4年1月4日	ギャンブル等依存症支援会議
1月11日	ギャンブル障害の精神保健福祉相談・支援の実践研修
1月31日	名古屋市令和3年度ギャンブル問題関係者研修会
2月13日	2021しまね更生支縁ネット研修会

## 2. 普及啓発

一般住民等に対して、精神保健福祉の知識、精神障がい者についての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等についての普及啓発を行った。

### 【事業内容】

#### (1) 講演会

##### ○ アルコール関連問題セミナー

##### 【第1回】

日時 令和3年9月8日(水) 13:30~15:40  
会場 県央保健所 集団指導室  
参加者 保健・医療・福祉の関係者(23名)  
内容  
・体験発表「アルコール依存症と回復へのみちのり」  
発表者 島根県断酒新生会 会員  
会員家族  
・講義「アルコール依存症の新しい取り組み」  
講師 こなんホスピタル 院長 福田賢司氏

##### 【第2回】

日時 令和3年11月26日(金) 10:25~12:05  
会場 島根大学 教養講義室棟  
参加者 島根大学 学生(31名)、教職員  
内容  
・講義「酒と健康」  
講師 島根大学 保健管理センター 准教授 杉原志伸氏  
・体験発表「アルコール依存症と回復へのみちのり」  
発表者 島根県断酒新生会 会員  
会員家族

#### (2) DVDの貸し出し

	保健所	医療機関	社会復帰施設	その他関係機関	一般	計
依存症						
心の健康				1	5	6
精神保健一般						
ひきこもり				3		3
計				4	5	9

(当センターホームページに貸出DVD一覧掲載)

### 3. 精神保健福祉相談

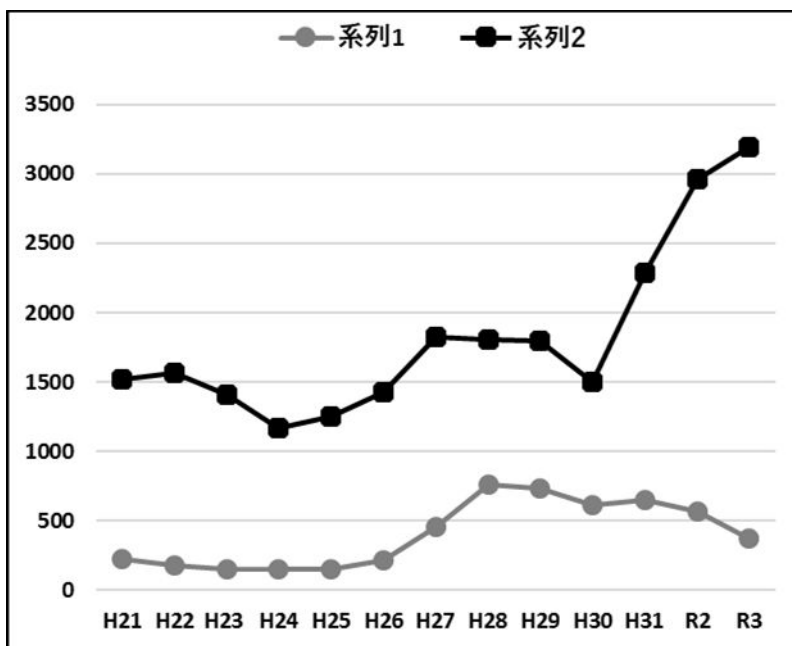
精神保健福祉相談として、当センターにおいて精神保健及び精神障害者福祉に関する相談を次のとおり実施した。

【事業内容】

- (1) 来所相談
- (2) 電話相談

相談件数の推移（診療を含む）

年度	来所相談	電話相談
H21	87 (延 226)	1,522
H22	76 (延 175)	1,561
H23	106 (延 154)	1,404
H24	102 (延 153)	1,166
H25	96 (延 152)	1,255
H26	103 (延 217)	1,431
H27	165 (延 458)	1,826
H28	207 (延 763)	1,801
H29	231 (延 733)	1,797
H30	184 (延 612)	1,500
H31	163 (延 648)	2,288
R2	151 (延 564)	2,964
R3	124 (延 373)	3,189



#### (1) 来所相談

##### ① 相談対象者内訳

	相談			診療(再掲)	
	男性	女性	合計	男性	女性
実人数	104	20	124	0	0
延べ人数	296	77	373	0	0

##### ② 来所経路

直接	保健所	市町村	医療機関	教育機関	その他	合計
98	5	2	5	1	13	124

##### ③ 相談内容

相談内容	実人数	延べ人数
老人精神保健	0	0
社会復帰	0	0
アルコール関連問題	1	1
薬物関連問題	1	10
ギャンブル関連問題	53	70

ゲーム		0	0
思春期精神保健	不登校	1	1
	不登校以外の学校に関する問題	0	0
	精神症状・身体症状	0	0
	その他	0	0
心の健康	精神症状・身体症状	51	250
	仕事や職場の悩み	5	13
	家族関係や家庭に関する悩み	3	3
	家族・職場以外の人間関係の悩み	2	4
	嗜癖	4	8
	その他	3	13
幼児期・学童期の問題		0	0
うつ・うつ状態			
摂食障害			
てんかん			
その他			
合 計		124	373

#### ④処 遇

処 遇	実人員
新規来所終結	26
医療機関紹介	6
保健所紹介	3
相談機関紹介	3
その他の機関紹介	3
センターで援助	70
他機関と並行で援助	13
合 計	124

## (2) 電話相談

### ①相談者別件数

内 訳	男性	女性	合計
本 人	1,520	1,399	2,919
親	26	117	143
配偶者	11	22	33
子	4	12	16
同 胞	12	20	32
その他の親族	3	4	7
友人・同僚等	5	6	11
その他	14	14	28
合 計	1,595	1,594	3,189

②相談内容別件数

相 談 内 容		件数	割合 (%)
老人精神保健		3	0.1
社会復帰		7	0.2
アルコール関連問題		23	0.7
薬物関連問題		9	0.3
ギャンブル関連問題		89	2.8
ゲーム		3	0.1
思春期精神保健	不登校	7	0.2
	不登校以外の学校に関する問題	3	0.1
	精神症状・身体症状	10	0.3
	その他	14	0.4
心の健康	精神症状・身体症状	2,167	68.0
	仕事や職場の悩み	126	4.0
	家族関係や家庭に関する悩み	304	9.5
	家族・職場以外の人間関係の悩み	135	4.2
	嗜癖	27	0.9
	その他	152	4.8
幼児期・学童期の問題		0	0
うつ・うつ状態		7	0.2
摂食障害		0	0
てんかん		0	0
その他		103	3.2
合 計		3,189	100.0

#### 4. 依存症対策関連事業

##### (1) アルコール依存症

###### ① アルコール関連問題セミナー（再掲）

「依存症対策総合支援事業」により、アルコール依存症に関する普及啓発を目的に本セミナーを開催した。

主 催 島根県県央保健所（第1回）、島根大学（第2回）、島根県立心と体の相談センター

共 催 公益社団法人島根県断酒新生会 山陰嗜癖行動研究会

###### 【第1回】

日 時 令和3年9月8日（水）13：30～15：40

会 場 県央保健所 集団指導室

参加者 保健・医療・福祉の関係者（23名）

内 容 ・体験発表「アルコール依存症と回復へのみちのり」

発表者 島根県断酒新生会 会員

会員家族

・講義「アルコール依存症の新しい取り組み」

講師 こなんホスピタル 院長 福田賢司氏

###### 【第2回】

日 時 令和3年11月26日（金）10：25～12：05

会 場 島根大学 教養講義室棟

参加者 島根大学 学生（31名）、教職員



- 内 容 ・講義「酒と健康」  
講師 島根大学 保健管理センター 准教授 杉原志伸氏  
・体験発表「アルコール依存症と回復へのみちのり」  
発表者 島根県断酒新生会 会員  
会員家族

② アルコール関連問題支援者研修会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止

**(2) ギャンブル等依存症**

当センターでは、平成 18 年度からギャンブル等依存症に関する知識の普及・啓発の場として一般市民や関係者を対象とした研修会等を実施してきた。更に、ギャンブル等依存症当事者への支援の充実のため、島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム（通称、SAT-G）を開発し、平成 27 年 11 月から運用を開始している。平成 30 年度より「依存症対策総合支援事業」によるギャンブル等依存症相談拠点となり、相談支援及び普及啓発、人材育成の強化に取り組んでいる。

① ギャンブル関連問題関係者セミナー

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止

② ギャンブル等依存症支援スキルアップセミナー

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止

③ SAT-G 集団プログラム

日 時 毎月第 4 水曜日 13:30～15:30

会 場 いきいきプラザ島根 201 研修室

内 容 島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム SAT-G の集団プログラム

参 加 全 12 回 延べ 87 名（実数 24 名）

## 5. 調査・研究事業

### 「ギャンブル等依存症支援プログラムの普及に向けた取り組み」

#### (1) はじめに

当センターでは、平成 27 年度に島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム(通称: SAT-G)を開発し、平成 29 年度には SAT-G の簡略版である SAT-G ライトを開発した。現在は相談支援での活用に加え、県内外に向けて、支援プログラムの普及にも精力的に取り組んでいる。プログラム開発の経緯及びその効果等については、平成 28 年度以降毎年「全国精神保健福祉センター研究協議会」において報告してきたところである。本稿では、これまでの取り組みの総まとめとして、支援プログラム普及の取り組みとその結果について報告する。

#### (2) 取り組みの概要(平成 28 年度～令和 2 年度の取り組み)

##### ① 島根県内での普及の取り組み

- ・当センター主催で平成 28 年度より、SAT-G の使い方を学ぶ研修(SAT-G 研修)を開催した。研修ニーズや対象によって、SAT-G の簡略版である SAT-G ライトの使い方を中心に学べる内容にする等、研修内容にも工夫を加えた。
- ・上記に加え、保健所等関係機関からの依頼に応じて、SAT-G 研修への講師派遣をした。
- ・また、SAT-G 導入を検討している関係機関からの視察にも応じた。

##### ② 全国へ向けた普及の取り組み

- ・平成 29 年度から厚生労働科学研究等のギャンブル等依存症対策にかかる国の研究班に協力し、全国の精神保健福祉センターを対象に SAT-G 研修を開催し、支援プログラムの普及に取り組んだ。
- ・上記に加え、他県主催の SAT-G 研修へ講師を派遣した。
- ・また、他県からの視察の受け入れや関連学会での研究発表により、SAT-G の普及に努めた。

#### (3) 取り組みの結果(平成 28 年度～令和 2 年度の実績)

##### ① 島根県での広がり状況

- ・SAT-G 研修を 11 回(当センター 5 回、保健所等の関係機関主催で 6 回)開催した。
- ・ギャンブル等依存症専門医療機関等 9 団体の視察を受け入れた。
- ・これらの取り組みにより、県内 3 ヶ所ある全てのギャンブル等依存症専門医療機関において SAT-G が活用されるに至った。
- ・SAT-G を通じて司法分野との連携が深まり、松江保護観察所からは 5 年間で 29 名のギャンブル問題がある保護観察対象者の紹介があり、この内 25 名が SAT-G につながった。この松江保護観察所と連携した取り組みが、内閣府の令和元年度再犯防止推進白書の中で紹介され、更には島根県再犯防止推進計画の中で SAT-G の活用及びその普及が盛り込まれた。

##### ② 全国での広がり状況

- ・平成 28 年度から令和 2 年度の間、厚生労働科学研究等国の研究班及び県外関係団体主催の SAT-G 研修が 36 回開催され講師を派遣した。(図 1) この取り組みにより、全国 69 ヶ所ある全ての精神保健福祉センターが SAT-G 研修を受講済みとなった。なお、厚生労働科学研究のギャンブル等依存症対策の研究班により、SAT-G 研修は受講者の知識や支援スキル向上に効果があることが確認されている。<sup>1)</sup>
  - ・これらの取り組みにより令和 3 年 1 月 1 日時点で、全国 69 ヶ所の精神保健福祉センターの内 58 ヶ所(84%)のセンターにおいて SAT-G が活用されていることが確認された。(図 2)
  - ・内閣官房をはじめ、県外 14 団体からの視察を受け入れた。加え、令和元年 9 月には内閣官房主催のギャンブル等依存症対策都道府県説明会において、当県の SAT-G を活用したギャンブル等依存症対策について説明した。
- これにより、各都道府県のギャンブル等依存症対策推進計画において、令和 3 年 3 月末の時

点で確認できた範囲でも、7県（秋田県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、徳島県、愛媛県）の計画において「SAT-G」が明記されており、今後各自治体の施策においても活かされていく方針であることが確認された。

(4) まとめ

- ・平成28年度以降の取り組みにより、県内外においてSAT-Gの普及が飛躍的に進んだ。
- ・中でも、全国の精神保健福祉センター及び県内専門医療機関といった依存症専門機関を中心にSAT-Gの普及が進んだことで、県内はもとより全国のギャンブル等依存症支援の質の均てん化に寄与した。
- ・加えて、都道府県が策定するギャンブル等依存症対策推進計画にも盛り込まれており、施策にも活かされていくことが期待される。

(5) 後の取り組みと課題

- ・ギャンブル等依存症について、SAT-Gの普及に伴い専門機関での支援の質の均てん化は図られつつある。
- ・今後は、ギャンブル等依存症により起こる社会生活問題に関わる関係機関のスキルアップにより力を入れ、ギャンブル等依存症でお困りの方に地域で重層的に支援していける体制づくりが必要になってくると考える。
- ・この課題に対して当センターでは、「SAT-Gライトの使い方を学ぶ研修」や「初期介入を学べる研修」など、関係機関の機能に応じて研修内容に工夫を加えながら関係機関のスキルアップに取り組んでいるところである。

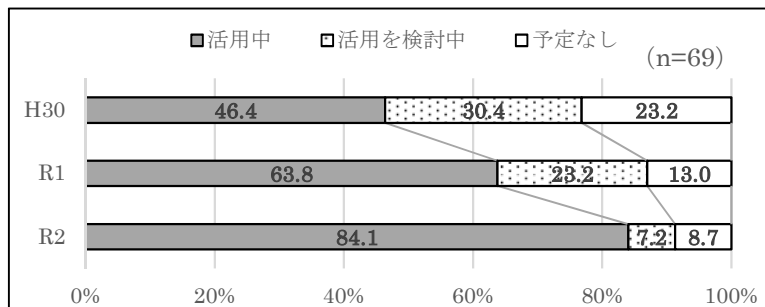
(参考文献)

- 1) 小原圭司、片山宗紀、佐藤寛志、白川教人、田辺等、小泉典章、本田洋子、馬場俊明: J-GGPPQ (Japanese Version of the Gambling and Gambling Problems Perception Questionnaire) を用いたギャンブル障害支援者研修の効果測定, 日本アルコール関連問題学会雑誌 第21巻第1号 2019年度

図1: 県外 SAT-G 研修への講師派遣状況

厚生労働科学研究など国の研究班主催		県外関係団体主催	
開催年度	会場	開催年度	会場
H29	神奈川 福岡	H28	鳥取
H30	東京 福岡	H29	香川 愛媛
R1	東京 大阪	R30	栃木 高知 長崎 愛知 島根 (中四国PSW)
R2	宮城県(web) 全国(web) 全国(web) 全国(web)	R1	秋田 東京 和歌山 香川 高知 愛媛 長崎 沖縄
		R2	山形 茨城(web) 富山 石川 静岡 愛知(web) 滋賀 和歌山 鳥取 島根 (中四国地域定着支援センター)

図2: 全国の精神保健福祉センターにおける SAT-G 活用状況  
(平成30年度～令和2年度「SAT-G活用状況に関する調査」より)



(6) 研究発表

- 第57回全国精神保健福祉センター研究協議会
- 第61回島根県保健福祉環境研究発表会

## 6. 自死対策推進センター事業

### (1) 事業の概要

#### ①目的

自死の高止まり状態に対応するため、自死と関連のある多領域の関係機関との連携を図り、相談対応や啓発、研修等を行い、自死を考えている者や未遂者、自死遺族等への支援の充実を図る。

#### ②事業内容

- ・自死予防や対策に関する情報の収集・整理、関係機関への提供を行う自死対策連携推進員の配置
- ・関係機関のネットワーク強化を目的とした連絡調整会議の開催
- ・自死を考えている者や自死遺族支援に携わる者の専門性向上のための人材育成研修の実施

### (2) 事業の実績及び成果

#### ①情報提供

- ・ホームページによる情報発信
- ・関係機関への情報提供

#### ②圏域連絡調整会議

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止

#### ③人材育成研修

<主催>

##### 1) 「ゲートキーパー・スキルアップ研修指導者養成講習会」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止

##### 2) 「自死対策等関係機関研修会」(ギャンブル関連問題関係者セミナーと兼ねて開催)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止

<講師派遣>

#### ○電話相談ボランティア養成講座

主催：島根いのちの電話

日時：令和3年4月17日(土)

対象：関心のある方

#### ○新規採用養護教諭研修

主催：島根県教育センター

日時：令和3年7月27日(火)

対象：新規採用養護教諭

#### ④普及啓発

##### ○リーフレットの作成

ストレスチェックリーフレット『『助けて』って言うていいんだよ』の改訂版を作成し、関係機関に配布、啓発を推進した。(令和3年8月改訂、20,000部作成)

##### ○教材作成

ゲートキーパー手帳

保健所、市町村でのゲートキーパーとなる人材を養成する研修で利用するために作成した。

ゲートキーパースキルアップ研修中止に伴い、保健所及び市町村へ配布した。(令和3年11

島根県では、『自殺・自死』用語の取り扱いについて、平成25年4月1日から、「県行政における一般的な取り扱いとしては、『自死』を基本としつつ、2つの言葉を状況に応じて使用する。」こととしております。本書においても、原則として『自死』を用いていますが、事業名など改めることが不適切なものについては『自殺』と表記しております。

## 7. 自死遺族支援

平成20年3月策定の「島根県自殺対策総合計画」、平成25年3月、平成30年7月改訂の「島根県自死対策総合計画」に基づき、当センターでは以下の自死遺族支援を実施している。

### (1) 「自死遺族のつどい」、「自死遺族のための相談会」の経緯

- ・平成19年8月 島根県自殺総合対策庁内連絡会設置  
所長が構成員として参画し、自殺対策の推進及び県計画策定並びに島根県自殺総合対策連絡協議会の運営等に関する検討を実施
- ・平成19年12月22日 島根県及び島根県自殺総合対策連絡協議会の主催により「自殺対策シンポジウム in しまね」を開催
- ・平成20年 1月28日 同シンポジウムに参加した自死遺族等を対象として、障害者福祉課と心と体の相談センターが共催し、「自死遺族の会準備会」を開催
- ・平成20年 3月22日 「自死遺族の会準備会」をベースとして、第1回目の「自死遺族のつどい」を開催
- ・平成24年 4月 遺族の要望を踏まえ、「自死遺族のつどい（分かち合いの会）」の標記を、「自死遺族のつどい」に変更

※ 平成20年3月から平成24年度末まで実施した「自死遺族のつどい」の実績、県内で活動する自死遺族自助グループの活動状況を踏まえ、当センターにおける「自死遺族のつどい」の果たす役割は終了したと考えられたため、「自死遺族のつどい」は平成24年度で終了とした。

※ 平成25年度からは司法書士と連携し、法的な相談に対応する「自死遺族のための相談会」を開催し、平成27年度からは相談者の希望に沿った日時・場所での個別開催としている。

### (2) 「自死遺族のための個別相談」開催状況

目的 自死により大切な家族を亡くされた後、法的な問題等様々なトラブルに巻き込まれる場合があるため、法律の専門家である司法書士と協力して遺族の相談に応じ、遺族支援の充実を図る。

会場 いきいきプラザ島根内相談室・各保健所ほか（相談者の希望に応じて調整）

主催 心と体の相談センター

相談員 司法書士1名、心と体の相談センター職員1～2名、

開催日 随時（相談者の希望に応じて調整）

実績 相談件数0件（令和3年度）

### (3) 相談専用電話「自死遺族相談ダイヤル」

・開設時期 平成20年2月

・受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時15分

・実績 7件（令和3年度）

#### **(4) 自死遺族支援研修会**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止

## 8. 精神医療審査会

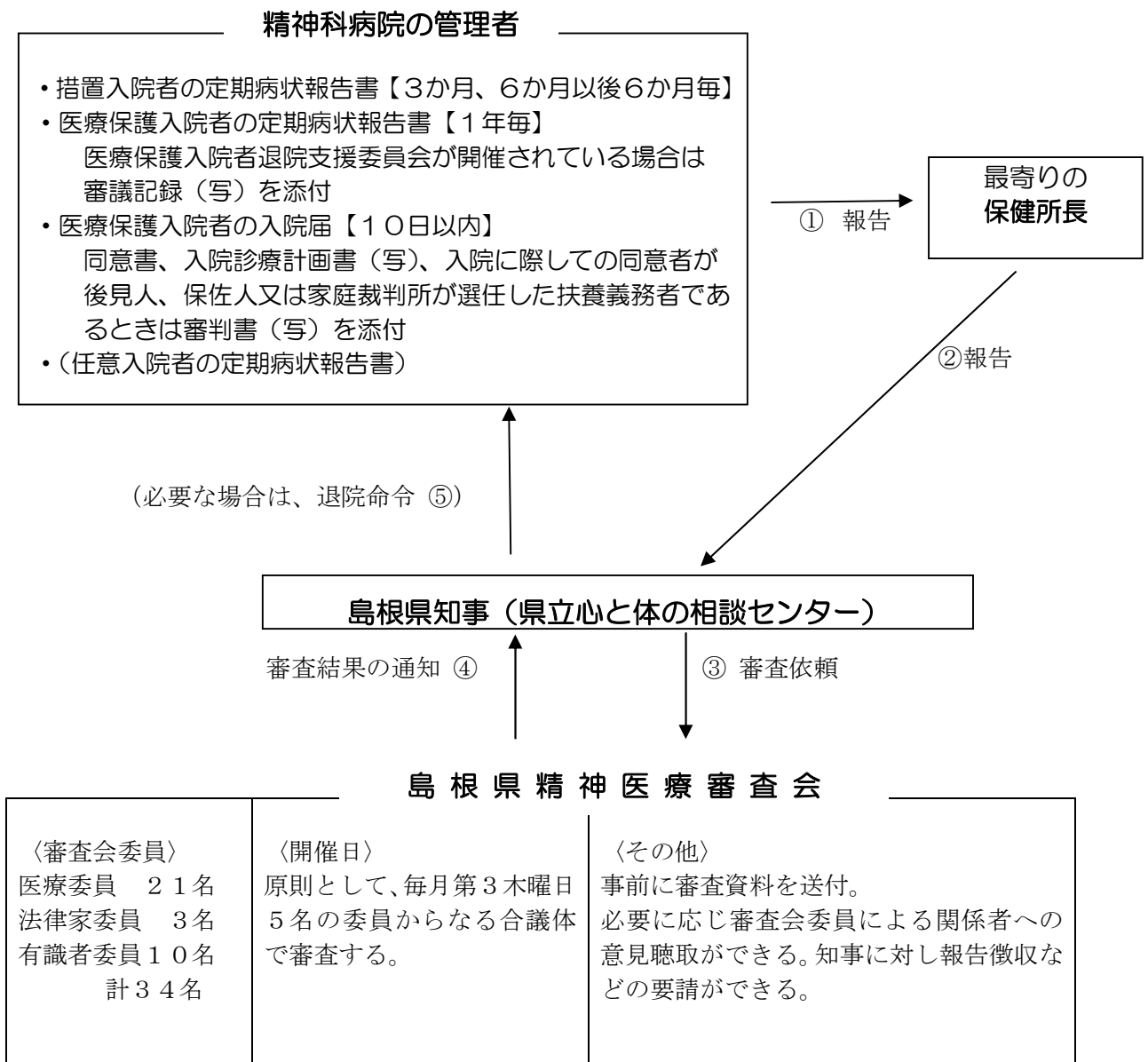
精神医療審査会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定により、精神障がい者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保する観点から設けられたもので、精神障がい者の入院の必要があるか、又は処遇が適当であるか審査を行うため県に設置されている。

### (1) 精神医療審査会における審査事項

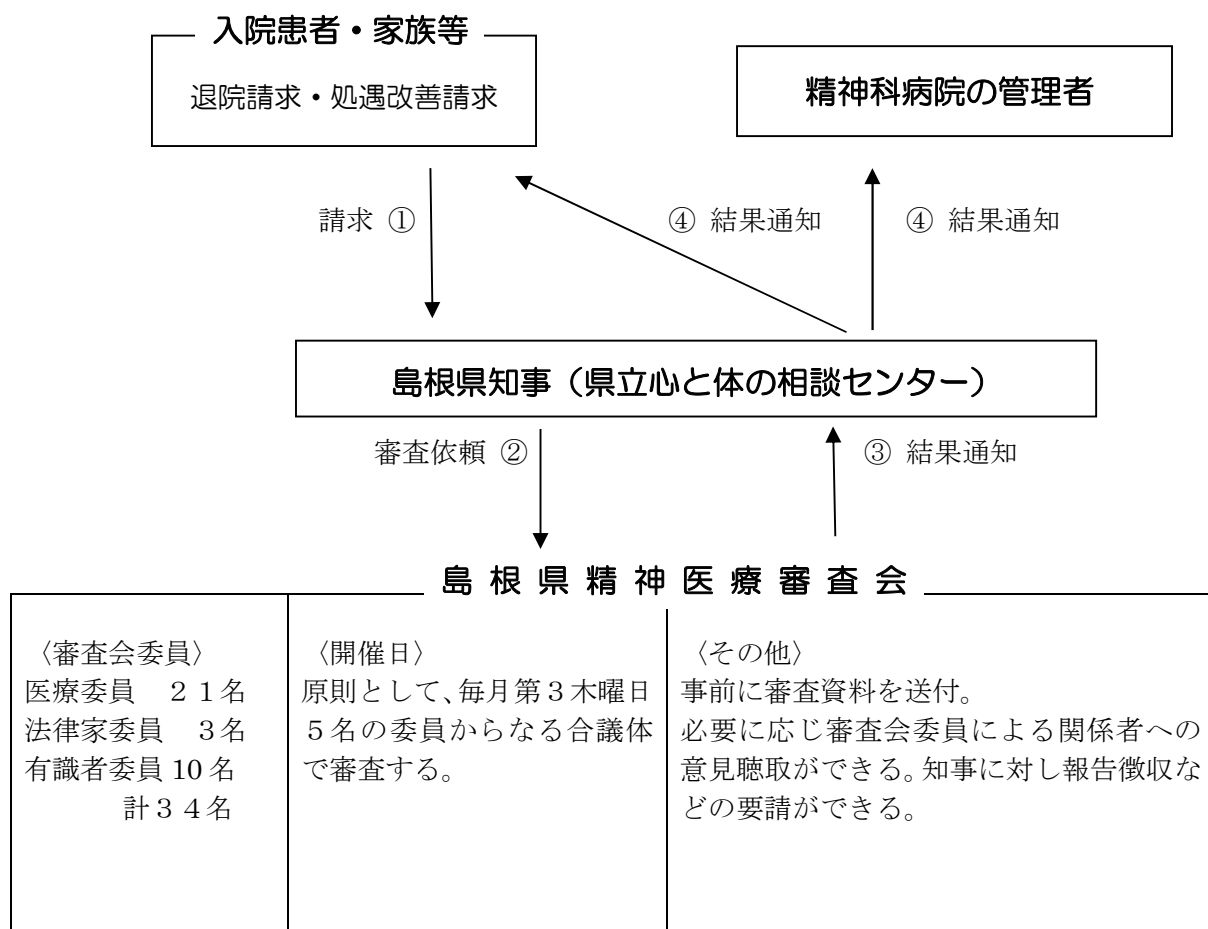
- ア. 措置入院者に係る定期の報告（法第38条の2第1項）
- イ. 医療保護入院者に係る定期の報告（法第38条の2第2項）
- ウ. 医療保護入院者の入院届（法第33条第7項）
- エ. 入院患者又はその家族等からの退院等の請求（法第38条の4）
- オ. 任意入院者に係る定期の報告（改善命令等を受けた精神科病院のみ／法第38条の2第3項）

### (2) 事務の流れ

～各種届出（上記審査事項ア、イ、ウ、オ）の審査～



～退院請求・処遇改善請求（上記審査事項エ）の審査～





### (3) 精神医療審査会の審査状況

#### ① 定期の報告等（直近5年分）

		審査件数	審査結果件数		
			現在の入院 形態が適当	他の入院形態へ の移行が適当	入院継続 不要
医療保護入院時の届出					
	H29年度	1,163	1,163	0	0
	30年度	1,239	1,239	0	0
	R元年度	1,276	1,276	0	0
	2年度	1,231	1,231	0	0
	3年度	1,244	1,244	0	0
入院 中 の 定 期 病 状 報 告	医療保護入院				
	H29年度	801	801	0	0
	30年度	787	787	0	0
	R元年度	805	805	0	0
	2年度	809	809	0	0
	3年度	787	787	0	0
	措置入院				
	H29年度	15	15	0	0
	30年度	10	10	0	0
	R元年度	14	14	0	0
2年度	19	19	0	0	
3年度	13	13	0	0	
合計					
	H29年度	1,979	1,979	0	0
	30年度	2,036	2,036	0	0
	R元年度	2,095	2,095	0	0
	2年度	2,059	2,059	0	0
	3年度	2,044	2,044	0	0

#### ② 退院等の請求（取り下げ分、退院による審査打ち切り分を除く）

		請求件数	審査件数	審査結果件数		
				入院又は 処遇が適当	他の入院形態 への移行が適当	入院又は処 遇は不適当
退院の請求						
	H29年度	17	15	15	0	0
	30年度	18	18	18	0	0
	R元年度	25	22	22	0	0
	2年度	34	34	34	0	0
	3年度	28	28	28	0	0
処遇改善の請求						
	H29年度	3	3	3	0	0
	30年度	8	7	7	0	0
	R元年度	9	9	9	0	0
	2年度	9	9	9	0	0
	3年度	16	16	16	0	0
合計						
	H29年度	20	18	18	0	0
	30年度	26	25	25	0	0
	R元年度	34	31	31	0	0
	2年度	43	43	43	0	0
	3年度	44	44	44	0	0

## 9. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定

### (1) 精神障害者保健福祉手帳等判定審査会

平成 11 年の精神保健福祉法改正により、精神障害者保健福祉手帳の交付判定と通院医療の支給認定が精神保健福祉センターの行う業務と位置づけられた。これに伴い、当センターでは「島根県精神障害者保健福祉手帳等判定審査会運営要領」により、複数の精神保健指定医による審査会を月 2 回開催し、診断書を添付して申請のあった手帳、自立支援医療（精神通院医療）については、その判定を経て交付を行っている。

なお、精神通院については、平成 18 年度に施行された障害者自立支援法に基づき自立支援医療（精神通院医療）へと、根拠法及び名称が変更されている。（平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に改称）

### (2) 令和 3 年度月別承認状況

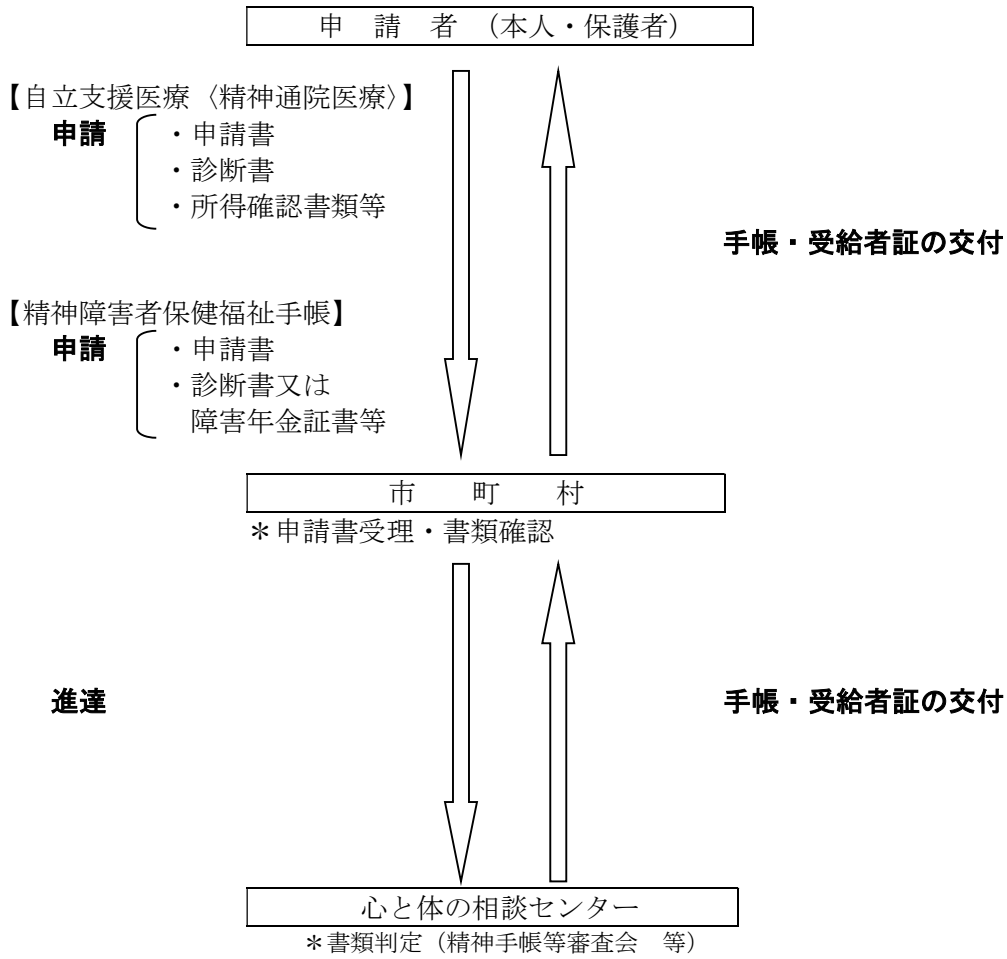
下表のとおり、手帳及び受給者証を交付している。

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療） 月別承認件数

月	手帳		精神通院医療
	承認件数	うち診断書	承認件数
4 月	391	259	1,602
5 月	396	245	1,624
6 月	322	214	1,591
7 月	257	199	1,406
8 月	351	233	1,596
9 月	380	224	1,692
10 月	385	190	1,465
11 月	430	253	1,655
12 月	277	198	1,465
1 月	364	236	1,643
2 月	353	219	1,714
3 月	334	201	1,914
計	4,240	2,671	19,367

（令和 4 年 6 月 30 日作成）

(3) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）事務の流れ



# 「島根県ひきこもり支援センター編」



## ◇ 島根県ひきこもり支援センター編

平成25年度に県内の民生委員・児童委員に対して行ったひきこもり等に関する実態調査では「ひきこもり状態等」の該当者は1,040人であった。また、男性が多く40歳代以上が過半数であり、何の支援も受けていない方が最多だった。このような調査結果を踏まえ、平成27年4月に島根県立心と体の相談センター内に「島根県ひきこもり支援センター」を設置し、面接相談や電話相談、家族教室の開催や関係機関との連携・情報発信など、さまざまな取り組みを行っている。

### (1) 電話相談・来所訪問相談

#### ① ひきこもり相談件数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
電話相談件数	231	174	215	147	258	374	187
来所訪問・実件数	116	133	144	118	139	101	63
来所訪問・延件数	493	583	620	538	604	476	280

\*島根県ひきこもり支援センター、各保健所分および令和3年度実績からは島根県ひきこもり支援センター地域拠点いっぽ分を合計したもの。

\*精神保健福祉相談の中でひきこもり状態にある者に関する相談について、ひきこもり相談として計上。

\*ひきこもりとは、自宅を中心とした生活で家族以外の人と関わることがなく、就学・就労といった社会参加をしていない状態が概ね

6ヶ月以上続いている状態をさす。なお、統合失調症等明らかな精神疾患の診断を受けている者に関する相談は除外している。

#### ② 相談対象者の内訳

		来所・実人数		
		男性	女性	計
年齢階層	10代	5	1	6
	20代	11	1	12
	30代	19	7	26
	40代	9	5	14
	50代以上	3	2	5
計		47	16	63

\*島根県ひきこもり支援センター、各保健所分および令和3年度実績からは島根県ひきこもり支援センター地域拠点いっぽ分を合計したもの。

### (2) 小集団グループ活動

ひきこもりの悩みを抱える者が安心して定期的に通うことのできる場を提供し、集団活動を通じて自信の回復と社会適応の促進を図る目的で開催した。

#### ① クローバー

対象者 主としてひきこもりの悩みを抱え、社会参加が困難である中学校卒業以降の年齢にある者で、社会参加が困難なもの（但し、統合失調症、うつ病等の精神疾患に起因するものは除く）。

開催日 毎月第1、第2、第4木曜日 13:30～16:00

プログラム ストレッチ（3B体操）、レザークラフト、SSTなど

<開催状況>

開催回数	35回
登録実人数	7人
参加延人数	118人
平均参加人数	3.4人

<登録者の男女別、性別内訳>

	16～20歳	21～25歳	26～30歳	31歳～	合計
男性	0	0	2	4	6
女性	0	0	0	1	1
計	0	0	2	5	7

<来所経路>

前年度から継続参加	直接来所	医療機関	保健所	市町村	合計
6	0	1	0	0	7

②しろつめくさ

ひきこもっている女性にとって、男性のみの集団に参加することはハードルが高いと考えられ、平成29年度から、女性のみを対象とした小集団グループ活動「しろつめくさ」を開催することとした。

対象者 クローバーへの参加が困難な女性

開催日 月1回 13:30～15:30

プログラム 手芸作品づくり、塗り絵 など

<開催状況>

開催回数	12回
登録実人数	4人
参加延人数	25人
平均参加人数	2.1人

<登録者の年齢内訳>

16～20歳	21～25歳	26～30歳	31歳～	合計
0	0	1	3	4

<来所経路>

前年度から継続参加	直接来所	医療機関	保健所	合計
4	0	0	0	4

(3) ひきこもり家族教室

目的 ひきこもり当事者のいる家族の方が、当事者への理解や対応方法を学ぶとともに共通の悩みを分かち合うことで、家族自身の不安を軽減し、問題の解決に向けて取り組むことを目的として開催した。

対象者 中学校卒業後のひきこもり状態の当事者がいる家族

<開催状況>

会場	開催日	参加人数
松江 (松江合同庁舎)	R3. 8. 11	14名
雲南 (雲南合同庁舎)	R3. 8. 23	4名
県央 (大田集合庁舎)	R3. 9. 6	3名
浜田 (浜田合同庁舎)	R3. 10. 11	8名
益田 (益田合同庁舎)	R3. 10. 26	5名
参加延人数合計		34名

※R3 出雲会場は中止、隠岐会場は個別相談会を実施

#### (4) 家族会支援

島根家族会への運営支援

平成26年5月に立ち上がった「ひきこもり島根家族会」の活動支援をおこない、共に島根県におけるひきこもり支援の充実を図っている。

<家族会例会への職員参加> 計11回 毎月の例会に参加 ※ 令和4年3月は不参加

#### (5) 市町村等への技術支援・研修の実施

① 困難事例等に関する市町村等関係機関への技術援助、各種研修講師派遣対応

計19回 (いっぽ職員専門研修、市町村、民生委員等への講師派遣、技術援助)

② 支援従事者研修会 (新型コロナウイルス感染症拡大予防のため開催中止)

#### (6) 支援会議等

① 島根県ひきこもり支援連絡協議会 (新型コロナウイルス感染症拡大予防のため開催中止)

② ひきこもり支援担当者会議 (新型コロナウイルス感染症拡大予防のため開催中止)

#### (7) 広報啓発

① ひきこもり支援研修会 (新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止)

② ひきこもり支援センターリーフレット改訂 令和4年3月 6, 000部作成・随時配布。





# III 資 料



### Ⅲ 資 料

#### 1. 島根県立心と体の相談センター条例

平成16年12月24日 島根県条例第82号

(改正 平成18年条例第16号)

(改正 平成20年条例第2号、第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、島根県立心と体の相談センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項の規定に基づく身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項の規定に基づく精神保健福祉センター及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づく知的障害者更生相談所として、島根県立心と体の相談センター（以下「センター」という。）を松江市に設置する。

(使用料等の納付)

第3条 センターにおいて診療を受けようとする者又は診断書若しくは証明書の複本の交付を受けようとする者は、別表に定める使用料又は手数料を納付しなければならない。

(使用料等の減免)

第4条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

【2～4】略

附 則（平成18年条例第16号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

【2】略

附 則（平成20年条例第2号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第16号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種 別	使用料又は手数料
診察（健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付その他法令の規定によりその給付に要する費用の額が同法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めにより算定されることとされている療養の給付を受けることができる場合又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による療養の給付を受けることができる場合）	診療報酬の算定方法（健康保険法第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき療養の給付に要する費用の額の算に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。）で定める医科診療報酬の点数表により算定した点数1点につき10円として計算した額
診断書又は証明書の複本の交付	1通につき 720円

## 2. 市町村の障がい者福祉担当窓口

令和4年4月1日現在

市町村名	課名	電話	FAX	管内		
				児童相談所	保健所	年金事務所
松江市	障がい者福祉課	0852-55-5945	0852-55-5309	中央	松江	松江
		0852-55-5304				
浜田市	地域福祉課	0855-25-9322	0855-22-9733	浜田	浜田	浜田
出雲市	福祉推進課	0853-21-6959	0853-21-6598	出雲	出雲	出雲
益田市	障がい者福祉課	0856-31-0251	0856-31-8120	益田	益田	浜田
大田市	地域福祉課	0854-83-8142	0854-82-9730	浜田	県央	出雲
		0854-83-8143				
安来市	福祉課	0854-23-3216	0854-32-9008	中央	松江	松江
江津市	高齢者障がい者福祉課	0855-52-7934	0855-52-1374	浜田	浜田	浜田
雲南市	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	0854-40-1049	出雲	雲南	松江
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541	0854-54-0052			出雲
飯南町	福祉事務所	0854-72-1773	0854-72-1775			出雲
川本町	健康福祉課	0855-72-0633	0855-72-0635	浜田	県央	浜田
美郷町	健康福祉課	0855-75-1931	0855-75-1505			
邑南町	福祉課	0855-95-1115	0855-95-0268			
津和野町	健康福祉課	0856-72-0673	0856-72-1650	益田	益田	
吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165	0856-77-1891			
海士町	健康福祉課	08514-2-1823	08514-2-0208	中央	隠岐	松江
西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104	08514-6-0683			
知夫村	村民福祉課	08514-8-2211	08514-8-2093			
隠岐の島町	保健福祉課	08512-2-8561	08512-2-6630			

3. 各手帳及び自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付状況

(1) 身体障害者手帳

① 市町村別: 等級別: 年齢別(18歳未満・65歳以上) 身体障害者手帳所持者数

令和4年3月31日現在

	1級		2級		3級		4級		5級		6級		合計								
	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上							
松江市	2,876	82	2,054	1,064	40	685	1,183	16	913	1,937	11	1,578	377	2	258	637	6	518	8,074	157	6,006
浜田市	797	7	645	327	6	240	458	2	397	652	2	551	170	0	145	236	3	202	2,640	20	2,180
出雲市	2,580	59	1,966	943	13	702	980	20	819	1,662	8	1,383	393	3	292	578	9	482	7,136	112	5,644
益田市	664	9	523	321	8	238	381	2	330	597	5	516	228	0	188	345	2	310	2,536	26	2,105
大田市	584	10	461	226	3	176	270	2	225	386	0	334	102	0	83	125	1	112	1,693	16	1,391
安来市	527	9	392	197	1	153	278	0	238	554	1	499	91	0	72	124	0	112	1,771	11	1,466
江津市	365	1	283	137	1	101	165	1	132	297	5	254	73	0	59	104	1	89	1,141	9	918
雲南市	631	8	503	202	6	142	292	3	258	495	3	446	87	0	76	179	2	146	1,886	22	1,571
奥出雲町	207	2	164	88	0	76	103	0	93	191	1	170	47	0	38	70	0	61	706	3	602
飯南町	103	2	77	34	1	30	63	1	54	97	0	85	26	0	23	31	1	29	354	5	298
川本町	69	2	52	39	0	28	30	0	29	57	0	52	19	0	17	20	0	17	234	2	195
美郷町	90	0	80	42	0	35	44	0	39	84	1	75	28	0	24	25	0	24	313	1	277
島南町	148	2	118	89	0	73	108	0	93	160	0	146	47	1	42	60	0	52	612	3	524
津和野町	140	1	112	56	1	44	86	1	80	154	0	137	52	0	46	45	0	41	533	3	460
吉賀町	116	1	93	45	0	38	74	0	67	124	1	111	47	0	37	57	0	54	463	2	400
海士町	42	0	36	28	0	26	26	0	26	67	0	64	11	0	11	14	0	12	188	0	175
西ノ島町	54	0	44	19	0	16	36	0	34	60	0	56	21	0	17	17	0	16	207	0	183
知夫村	4	0	4	5	0	5	10	0	10	22	0	22	6	0	5	6	0	6	53	0	52
隠岐の島町	237	1	181	100	0	86	116	1	100	179	1	154	35	0	32	52	2	45	719	5	598
合計	10,234	196	7,788	3,962	80	2,894	4,703	49	3,937	7,775	39	6,633	1,860	6	1,465	2,725	27	2,328	31,259	397	25,045
構成比	32.7%	49.4%	31.1%	12.7%	20.2%	11.6%	15.0%	12.3%	15.7%	24.9%	9.8%	26.5%	6.0%	1.5%	5.8%	8.7%	6.8%	9.3%			

②-1 市町村別：障がい別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数

令和4年3月31日現在

	視覚機能障害		聴覚・平衡機能障害		音声・言語・そしゃく機能障害		肢体不自由		内部障害		合計							
	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上						
松江市	570	6	391	940	33	727	99	0	63	3,967	92	2,824	2,498	26	2,001	8,074	157	6,006
浜田市	174	0	147	286	4	243	36	0	27	1,408	10	1,135	736	6	628	2,640	20	2,180
出雲市	590	7	475	774	19	629	106	0	70	3,427	58	2,680	2,239	28	1,790	7,136	112	5,644
益田市	159	1	132	401	7	353	20	0	15	1,354	11	1,108	602	7	497	2,536	26	2,105
大田市	130	1	106	184	1	158	23	1	10	846	10	687	510	3	430	1,693	16	1,391
安来市	106	1	85	275	0	256	16	0	12	864	10	686	510	0	427	1,771	11	1,466
江津市	78	0	71	144	3	125	16	1	8	576	4	432	327	1	282	1,141	9	918
雲南市	113	3	84	221	7	185	14	0	9	985	5	821	553	7	472	1,886	22	1,571
奥出雲町	57	1	47	82	1	72	5	0	3	387	1	330	175	0	150	706	3	602
飯南町	19	0	15	30	3	23	3	0	2	197	1	170	105	1	88	354	5	298
川本町	18	0	15	31	0	28	2	0	2	120	1	95	63	1	55	234	2	195
美郷町	28	0	26	34	0	32	1	0	1	162	0	136	88	1	82	313	1	277
邑南町	37	0	30	57	0	52	12	0	10	352	3	295	154	0	137	612	3	524
津和野町	27	0	23	58	0	55	6	0	5	288	2	241	154	1	136	533	3	460
吉賀町	31	0	25	63	0	56	7	0	5	245	2	209	117	0	105	463	2	400
海士町	14	0	14	17	0	16	1	0	1	122	0	114	34	0	30	188	0	175
西ノ島町	19	0	16	21	0	17	4	0	4	121	0	104	42	0	42	207	0	183
知夫村	1	0	1	9	0	9	1	0	1	32	0	31	10	0	10	53	0	52
隠岐の島町	58	0	56	76	2	67	14	0	9	340	1	283	231	2	183	719	5	598
合計	2,229	20	1,759	3,703	80	3,103	386	2	257	15,793	211	12,381	9,148	84	7,545	31,259	397	25,045
構成比	7.1%		11.8%		1.2%		50.5%		29.3%									

②-2 市町村別：障がい別：男女別 身体障害者手帳所持者数

令和4年3月31日現在

	視覚機能障害		聴覚・平衡機能障害			音声・言語・そしゃく機能障害			肢体不自由			内部障害			合計			
	男	女	男	女		男	女		男	女		男	女	男	女			
松江市	570	267	303	940	357	583	99	66	33	3,967	1,696	2,271	2,498	1,349	1,149	8,074	3,735	4,339
浜田市	174	68	106	286	114	172	36	28	8	1,408	605	803	736	394	342	2,640	1,209	1,431
出雲市	590	263	327	774	325	449	106	72	34	3,427	1,560	1,867	2,239	1,290	949	7,136	3,510	3,626
益田市	159	68	91	401	144	257	20	14	6	1,354	572	782	602	331	271	2,536	1,129	1,407
大田市	130	62	68	184	81	103	23	18	5	846	373	473	510	279	231	1,693	813	880
安来市	106	42	64	275	119	156	16	11	5	864	384	480	510	264	246	1,771	820	951
江津市	78	34	44	144	59	85	16	13	3	576	251	325	327	175	152	1,141	532	609
雲南市	113	55	58	221	98	123	14	11	3	985	414	571	553	316	237	1,886	894	992
奥出雲町	57	25	32	82	32	50	5	5	0	387	158	229	175	100	75	706	320	386
飯南町	19	9	10	30	11	19	3	2	1	197	89	108	105	56	49	354	167	187
川本町	18	9	9	31	14	17	2	2	0	120	48	72	63	35	28	234	108	126
美郷町	28	11	17	34	11	23	1	1	0	162	76	86	88	48	40	313	147	166
邑南町	37	16	21	57	22	35	12	9	3	352	161	191	154	90	64	612	298	314
津和野町	27	8	19	58	19	39	6	5	1	288	114	174	154	80	74	533	226	307
吉賀町	31	17	14	63	27	36	7	5	2	245	99	146	117	64	53	463	212	251
海士町	14	9	5	17	8	9	1	1	0	122	42	80	34	19	15	188	79	109
西ノ島町	19	9	10	21	8	13	4	3	1	121	43	78	42	20	22	207	83	124
知夫村	1	1	0	9	3	6	1	1	0	32	7	25	10	6	4	53	18	35
隠岐の島町	58	18	40	76	32	44	14	7	7	340	143	197	231	131	100	719	331	388
合計	2,229	991	1,238	3,703	1,484	2,219	386	274	112	15,793	6,835	8,958	9,148	5,047	4,101	31,259	14,631	16,628

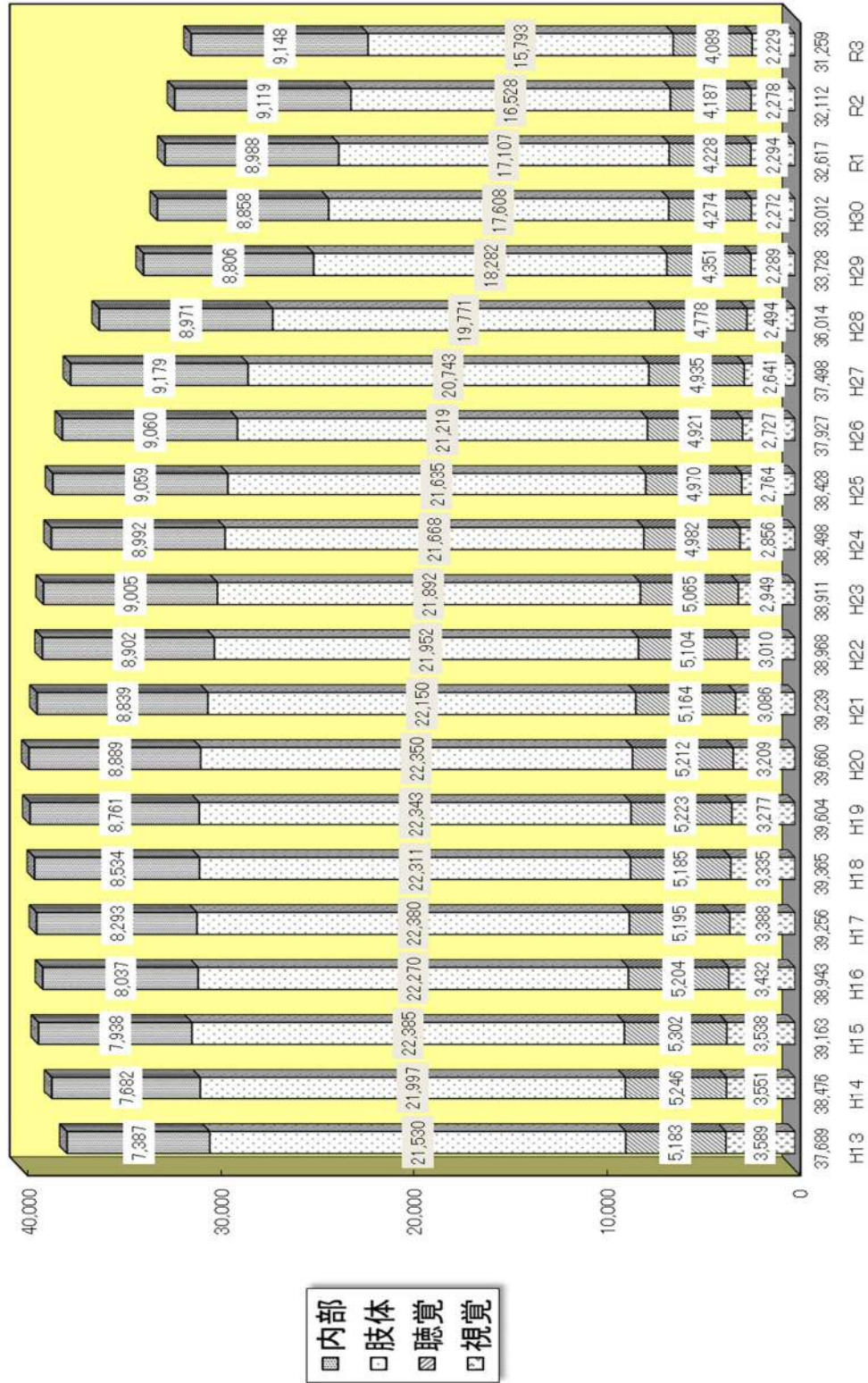


③ 障がい別・等級別・年齢別(18歳未満・65歳以上) 身体障害者手帳所持者数

令和4年3月31日現在

	1級		2級		3級		4級		5級		6級		合計								
	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上	18歳未満	65歳以上							
視覚機能障害	778	7	603	698	3	556	124	4	95	157	4	122	300	1	229	172	1	154	2,229	20	1,759
聴覚・平機能障害	166	3	117	632	40	403	442	6	370	654	9	584	21	0	15	1,788	22	1,614	3,703	80	3,103
聴覚	166	3	117	629	40	402	427	6	361	654	9	584	5	0	4	1,788	22	1,614	3,669	80	3,082
平衡機能	0	0	0	3	0	1	15	0	9	0	0	0	16	0	11	0	0	0	34	0	21
音声・言語・そしゃく機能障害	5	0	4	21	1	17	198	0	159	162	1	77	0	0	0	0	0	0	386	2	257
肢体不自由	3,340	142	2,167	2,518	36	1,852	2,843	15	2,394	4,788	9	4,187	1,539	5	1,221	765	4	560	15,793	211	12,381
上肢	1,670	40	1,238	1,216	11	929	590	4	387	567	3	435	442	2	367	320	2	242	4,805	62	3,598
下肢	527	15	352	669	12	490	1,908	7	1,751	4,173	6	3,721	841	0	662	429	2	313	8,547	42	7,289
体幹	961	51	574	601	5	433	335	2	254	41	0	31	245	2	192	10	0	5	2,193	60	1,489
脳原性運動機能障害	182	36	3	32	8	0	10	2	2	7	0	0	11	1	0	6	0	0	248	47	5
上肢機能	145	31	3	22	5	0	9	2	2	6	0	0	9	1	0	3	0	0	194	39	5
移動機能	37	5	0	10	3	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	3	0	0	54	8	0
内部障害	5,945	44	4,897	93	0	66	1,096	24	919	2,014	16	1,663	0	0	0	0	0	0	9,148	84	7,545
心臓機能障害	3,933	28	3,485	52	0	45	856	20	726	604	9	468	0	0	0	0	0	0	5,445	57	4,724
じん臓機能障害	1,851	2	1,314	6	0	4	46	0	37	17	0	15	0	0	0	0	0	0	1,920	2	1,370
呼吸器機能障害	104	6	77	7	0	6	119	0	109	74	0	66	0	0	0	0	0	0	304	6	258
ぼうこう・直腸機能障害	4	0	3	2	0	1	63	3	46	1,293	7	1,111	0	0	0	0	0	0	1,362	10	1,161
小腸機能障害	4	1	2	1	0	1	3	1	0	7	0	1	0	0	0	0	0	0	15	2	4
免疫機能障害	8	0	0	10	0	0	7	0	0	17	0	1	0	0	0	0	0	0	42	0	1
肝臓機能障害	41	7	16	15	0	9	2	0	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	60	7	27
合計	10,234	196	7,788	3,962	80	2,894	4,703	49	3,937	7,775	39	6,633	1,860	6	1,465	2,725	27	2,328	31,259	397	25,045

④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移



(2) 自立支援医療費（精神通院医療）精神障害者保健福祉手帳  
 ①市町村別自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和4年3月31日現在

区分	自立支援医療費 対象者	手帳所持者			
		1級	2級	3級	合計
県計	18,557	1,673	4,756	1,748	8,177
松江保健所管内	7,284	577	1,895	669	3,141
松江市	6,331	482	1,642	570	2,694
安来市	953	95	253	99	447
雲南保健所管内	1,322	93	304	109	506
雲南市	913	65	185	72	322
奥出雲町	286	16	88	26	130
飯南町	123	12	31	11	54
出雲保健所管内	4,796	421	1,096	378	1,895
出雲市	4,796	421	1,096	378	1,895
県央保健所管内	1,142	156	405	113	674
大田市	747	109	278	62	449
川本町	88	11	27	11	49
美郷町	91	15	28	12	55
邑南町	216	21	72	28	121
浜田保健所管内	2,058	199	545	298	1,042
浜田市	1,412	144	378	206	728
江津市	646	55	167	92	314
益田保健所管内	1,480	145	396	154	695
益田市	1,125	113	308	118	539
津和野町	186	16	51	14	81
吉賀町	169	16	37	22	75
隠岐保健所管内	475	82	115	27	224
海士町	49	20	22	3	45
西ノ島町	57	15	21	4	40
知夫村	15	0	6	3	9
隠岐の島町	354	47	66	17	130

※令和3年度末に有効期間を有するものの数（令和4年6月30日作成）

②精神障害者保健福祉手帳 月別承認状況

令和4年3月31日現在

月	元年度		2年度		3年度	
	承認件数	うち診断書	承認件数	うち診断書	承認件数	うち診断書
4月	434	256	329	230	391	259
5月	277	138	334	221	396	245
6月	407	278	296	171	322	214
7月	219	164	297	197	257	199
8月	348	180	287	206	351	233
9月	336	219	371	195	380	224
10月	284	179	329	201	385	190
11月	375	198	360	233	430	253
12月	298	196	321	198	277	198
1月	347	211	261	206	364	236
2月	302	227	345	213	353	219
3月	399	213	491	263	334	201
計	4,026	2,459	4,021	2,534	4,240	2,671

※令和3年度末に有効期間を有するものの数（令和4年6月30日作成）

③ 市町村別：年齢階層別 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

区分	0歳～ 5歳未満	5歳～ 10歳未満	10歳～ 15歳未満	15歳～ 20歳未満	20歳～ 25歳未満	25歳～ 30歳未満	30歳～ 35歳未満	35歳～ 40歳未満	40歳～ 45歳未満	45歳～ 50歳未満	50歳～ 55歳未満	55歳～ 60歳未満	60歳～ 65歳未満	65歳～ 70歳未満	70歳～	合計
松江市	0	5	167	311	341	411	449	513	574	698	649	504	472	371	866	6,331
浜田市	0	4	6	55	57	72	94	108	137	165	128	117	112	102	255	1,412
出雲市	0	35	236	280	226	311	319	341	442	454	490	348	322	332	660	4,796
益田市	0	1	16	47	54	46	69	100	101	139	102	90	84	93	183	1,125
大田市	0	1	2	28	52	38	50	52	76	67	60	72	57	69	123	747
安来市	0	0	3	45	45	55	59	56	75	125	105	87	67	76	155	953
江津市	0	3	36	31	21	30	31	51	65	55	73	62	65	44	79	646
雲南市	1	2	7	35	34	37	53	84	83	93	72	76	68	85	183	913
奥出雲町	0	0	0	18	14	22	22	22	22	24	25	19	22	27	49	286
飯南町	0	1	0	6	2	5	7	9	12	13	11	6	11	15	25	123
川本町	0	0	0	4	3	7	9	8	3	9	11	3	6	10	15	88
美郷町	0	0	0	4	3	6	4	4	8	9	10	7	8	15	13	91
邑南町	0	1	0	8	8	11	8	10	20	30	29	19	18	21	33	216
津和野町	0	0	0	4	12	7	14	10	20	13	23	22	17	23	21	186
吉賀町	0	0	0	3	3	7	10	12	17	17	9	8	19	14	50	169
海士町	0	0	0	0	1	3	3	1	3	5	8	5	3	7	10	49
西ノ島町	0	0	1	0	2	1	2	4	4	5	9	3	7	11	8	57
知夫村	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	2	2	2	4	15
隠岐の島町	0	0	0	5	7	6	18	13	25	28	28	23	43	46	112	354
合計	1	53	474	884	885	1,075	1,222	1,399	1,688	1,950	1,843	1,473	1,403	1,363	2,844	18,557

(注1) 令和3年度末に有効期間を有するものの数（令和4年6月30日作成）

(注2) 年齢は、年度末で計算

④市町村別・年齢区別：等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和4年3月31日現在

	18歳未満				18歳以上65歳未満				65歳以上				合計				特記事項
	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	
松江市	15	149	48	212	259	1,247	479	1,985	208	246	43	497	482	1,642	570	2,694	
安来市	2	11	11	24	39	194	82	315	54	48	6	108	95	253	99	447	
<松江圏域>	17	160	59	236	298	1,441	561	2,300	262	294	49	605	577	1,895	669	3,141	
雲南市		16	6	22	33	131	58	222	32	38	8	78	65	185	72	322	
奥出雲町		10	2	12	6	54	20	80	10	24	4	38	16	88	26	130	
飯南町			1	1	5	17	8	30	7	14	2	23	12	31	11	54	
<雲南圏域>		26	9	35	44	202	86	332	49	76	14	139	93	304	109	506	
出雲市	2	52	26	80	220	844	327	1,391	199	200	25	424	421	1,096	378	1,895	
<出雲圏域>	2	52	26	80	220	844	327	1,391	199	200	25	424	421	1,096	378	1,895	
大田市	1	7	6	14	46	190	49	285	62	81	7	150	109	278	62	449	
川本町	1	1	2	4	5	16	5	26	5	10	4	19	11	27	11	49	
美郷町		1	2	3	3	17	8	28	12	10	2	24	15	28	12	55	
邑南町			2	2	13	52	24	89	8	20	2	30	21	72	28	121	
<大田圏域>	2	9	12	23	67	275	86	428	87	121	15	223	156	405	113	674	
浜田市	1	9	36	46	63	280	143	486	80	89	27	196	144	378	206	728	
江津市		4	9	13	22	122	71	215	33	41	12	86	55	167	92	314	
<浜田圏域>	1	13	45	59	85	402	214	701	113	130	39	282	199	545	298	1,042	
益田市		11	10	21	47	238	101	386	66	59	7	132	113	308	118	539	
津和野町		1		1	7	41	14	62	9	9		18	16	51	14	81	
吉賀町			2	2	9	26	16	51	7	11	4	22	16	37	22	75	
<益田圏域>		12	12	24	63	305	131	499	82	79	11	172	145	396	154	695	
海士町					8	18	3	29	12	4		16	20	22	3	45	
西ノ島町		1		1	7	18	4	29	8	2		10	15	21	4	40	
知夫村						5	1	6		1	2	3		6	3	9	
隠岐の島町		1		1	20	47	16	83	27	18	1	46	47	66	17	130	
<隠岐圏域>		2		2	35	88	24	147	47	25	3	75	82	115	27	224	
県合計	22	274	163	459	812	3,557	1,429	5,798	839	925	156	1,920	1,673	4,756	1,748	8,177	

※令和3年度末に有効期間を有するものの数（令和4年6月30日作成）

## (3) 療育手帳

## ①市町村別・年齢区分及び障害程度別療育手帳所持者数

令和4年3月31日現在

	18歳未満			18歳以上65歳未満			65歳以上			合計	特記事項
	A	B	計	A	B	計	A	B	計		
松江市	160	231	391	530	1,048	1,578	181	162	343	2,312	
安来市	20	48	68	114	212	326	41	28	69	463	
<松江圏域>	180	279	459	644	1,260	1,904	222	190	412	2,775	
雲南市	9	33	42	94	229	323	61	49	110	475	
奥出雲町	0	8	8	34	52	86	19	5	24	118	
飯南町	1	5	6	12	37	49	10	7	17	72	
<雲南圏域>	10	46	56	140	318	458	90	61	151	665	
出雲市	85	178	263	416	828	1,244	153	111	264	1,771	
<出雲圏域>	85	178	263	416	828	1,244	153	111	264	1,771	
大田市	20	35	55	120	192	312	55	28	83	450	
川本町	2	3	5	12	28	40	3	5	8	53	
美郷町	1	6	7	21	29	50	12	5	17	74	
邑南町	3	10	13	35	77	112	30	18	48	173	
<大田圏域>	26	54	80	188	326	514	100	56	156	750	
浜田市	18	70	88	153	355	508	69	43	112	708	
江津市	12	39	51	99	139	238	39	17	56	345	
<浜田圏域>	30	109	139	252	494	746	108	60	168	1,053	
益田市	21	44	65	131	248	379	71	51	122	566	
津和野町	3	4	7	11	55	66	8	8	16	89	
吉賀町	2	15	17	26	47	73	7	1	8	98	
<益田圏域>	26	63	89	168	350	518	86	60	146	753	
海士町	0	1	1	7	15	22	4	2	6	29	
西ノ島町	0	3	3	9	11	20	2	5	7	30	
知夫村	0	0	0	1	1	2	1	1	2	4	
隠岐の島町	7	16	23	47	97	144	19	26	45	212	
<隠岐圏域>	7	20	27	64	124	188	26	34	60	275	
県合計	364	749	1,113	1,872	3,700	5,572	785	572	1,357	8,042	

② 相談・判定状況(過去5年間)

出典：厚生労働省福祉行政報告例

区分	取扱実人数	相談内容										判定内容					判定書交付件数			
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計	障害程度区分	療育手帳	その他	計	
平成28年度	来所	320	0	0	1	0	0	0	169	150	320	47	301	0	0	348	0	138	162	300
	巡回	151	0	0	0	0	0	0	150	1	151	0	151	0	0	151	0	150	1	151
	計	471	0	0	1	0	0	0	319	151	471	47	452	0	0	499	0	288	163	451
平成29年度	来所	251	0	0	1	0	0	0	121	129	251	28	234	0	0	262	0	96	135	231
	巡回	116	0	0	0	0	0	0	114	2	116	4	116	0	0	120	0	113	3	116
	計	367	0	0	1	0	0	0	235	131	367	32	350	0	0	382	0	209	138	347
平成30年度	来所	286	0	0	1	0	1	0	145	150	297	33	284	0	1	318	0	127	161	288
	巡回	105	0	0	0	0	0	0	105	3	108	1	108	0	0	109	0	102	6	108
	計	391	0	0	1	0	1	0	250	153	405	34	392	0	1	427	0	229	167	396
令和元年度	来所	275	0	0	0	0	0	0	119	176	295	18	249	0	1	268	0	97	151	248
	巡回	119	0	0	0	0	0	0	114	5	119	7	115	0	0	122	0	113	6	119
	計	394	0	0	0	0	0	0	233	181	414	25	364	0	1	390	0	210	157	367
令和2年度	来所	316	0	0	0	0	0	0	212	126	338	36	310	0	0	346	0	197	107	304
	巡回	40	0	0	0	0	0	0	37	4	41	0	41	0	0	41	0	37	4	41
	計	356	0	0	0	0	0	0	249	130	379	36	351	0	0	387	0	234	111	345



#### 4. 身体障害者補装具・更生医療の判定

##### (1) 補装具判定業務委託医療機関

令和4年3月31日現在

	医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
1	東部島根医療福祉センター	690-0864	松江市東生馬町15-1	0852-36-8011	36-8992
2	玉造病院	699-0293	松江市玉湯町湯町1-2	0852-62-1560	62-2546
3	浜田医療センター	697-8511	浜田市浅井町777-12	0855-25-0505	28-7070
4	島根大学医学部附属病院	693-8501	出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111	20-2264
5	島根県立中央病院	693-8555	出雲市姫原4丁目1-1	0853-22-5111	21-2975
6	出雲市民リハビリテーション病院	693-0033	出雲市知井宮町238	0853-21-2733	24-2906
7	益田赤十字病院	698-0003	益田市乙吉町103-1	0856-22-1480	22-3991
8	益田地域医療センター医師会病院	699-3676	益田市遠田町1917-2	0856-22-3611	22-0407
9	白根医院	692-0007	安来市荒島町1817-1	0854-28-7000	28-7725
10	安来市立病院	692-0404	安来市広瀬町広瀬1931	0854-32-2121	32-2125
11	生越整形外科クリニック	694-0064	大田市大田町大田1263-8	0854-82-6161	82-6162
12	済生会江津総合病院	695-8505	江津市江津町1016-37	0855-54-0101	54-0171
13	西部島根医療福祉センター	695-0001	江津市渡津町1926	0855-52-2442	52-0344
14	雲南市立病院	699-1221	雲南市大東町飯田96-1	0854-43-2390	43-2398
15	町立奥出雲病院	699-1511	仁多郡奥出雲町三成1622-1	0854-54-1122	54-1280
16	加藤病院	696-0001	邑智郡川本町川本383-1	0855-72-0640	72-1608
17	六日市病院	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市368-4	0856-77-1581	77-1580
18	隠岐広域連合立隠岐病院	685-0016	隠岐郡隠岐の島町城北町355	08512-2-1356	2-6149
19	隠岐広域連合立隠岐島前病院	684-0303	隠岐郡西ノ島町美田2071-1	08514-7-8211	7-8702

(2) 令和3年度障害別補装具・更生医療の判定状況

区分	肢体不自由										眼疾患	耳疾患	そしやく・音声・言語	内部障害				計	
	脳血管障害	脳性麻痺	神経・筋疾患	脊頸損	上肢切断	下肢切断	リウマチ	骨折	変形性関節症	その他				腎臓	心臓	肝臓	免疫機能		
義肢一般構造-上肢					8					1									9
義肢一般構造-下肢						2				2									4
義肢一般構造-上肢																			0
義肢一般構造-下肢						20				3									23
装具-上肢																			0
装具-下肢	80	9	2				1	4	5	26									127
装具-体幹		3	1																4
電動車椅子	2	6	4	2					1	4									19
車椅子	8	14	8	5			1			16									52
意思伝達装置			1	10															11
座位保持装置	1	12	1							1									15
補聴器(ポケット型)												17							17
補聴器(耳掛け型)												219							219
補聴器(耳あな型)												7							7
補聴器(FM型)																			0
補聴器(骨導式)																			0
特例補装具										1		6							7
不適																			0
小計	91	45	26	7	8	22	2	4	6	54	0	249	0	0	0	0	0	0	514
更生医療-腎臓													262						262
更生医療-心臓														173					173
更生医療-肝臓															1				1
更生医療-肢体不自由							1		19										20
更生医療-眼疾患																			0
更生医療-耳・口腔疾患												8							8
更生医療-免疫機能																	6		6
不適																			0
小計	0	0	0	0	0	0	1	0	19	0	0	0	8	262	173	1	6	470	
計	91	45	26	7	8	22	3	4	25	54	0	249	8	262	173	1	6	984	

\* 補装具の判定数は、給付判定数。

\* 難病患者等で身体障害者手帳非取得者の判定は11件(内訳:意思伝達装置11件)。

(3) 令和3年度市町村別判定状況

区分	補 装 具															更 生 医 療							合計				
	肢 体 不 自 由									補 聴 器						意 思 伝 達 装 置	不 適	特 例 補 装 具	腎 臓	心 臓	肝 臓	肢 体 不 自 由		眼 疾 患	耳 ・ 口 疾 患	免 疫 機 能	不 適
	義 肢				装 具			車 椅子		ポ ケ ッ ト 型	耳 か け 型	耳 あ な 型	F M 型	骨 導 式 補 聴 器													
	上 肢	下 肢	上 肢	下 肢	上 肢	下 肢	体 幹	電 動 車 椅子	車 椅子																		
松江市	4	1		4		30	3	6	17	4	6	55	1				4	50	3	1	5		1				195
浜田市				2		7			2	1		23				1			24	4		1					65
出雲市	2	2		7		44	1	5	13	5	1	44				4	1	46	55		6		5				241
益田市	3			2		10			5	1	3	30	1			2	1	30	35								123
大田市				3		5			1			4	1			2		20	16		1						53
安来市		1		1		9		2	2	2		19				1		17	4		1						59
江津市				1		1		3	6	1		6	3			1	1	14	3								40
雲南市						10		1	1			2	14					26	21		4		1				80
奥出雲町						4						2	3					10	3		1						23
飯南町						2						3						2	3				1				11
川本町									1			3	1					2									7
美郷町												1							1								2
邑南町				1		1		1				2						6	2		1						14
津和野町						1		1				5						3	15								25
吉賀町				2					2			5						3	6								18
海士町									1			1	1														3
西ノ島町						2						2															4
知夫村																											0
隠岐の島町						1			1	1		1						9	2								15
その他																										6	6
計	9	4	0	23	0	127	4	19	52	15	17	219	7	0	0	11	0	7	262	173	1	20	0	8	6	0	984

業務概要令和4年度版（令和3年度実績）

発行 島根県立心と体の相談センター  
〒690-0011 島根県松江市東津田町1741番地3  
いきいきプラザ島根（2階）

TEL 0852-32-5905

FAX 0852-32-5924

<https://www.pref.shimane.lg.jp/kokoro/>

発行年月 令和4年10月